

衛星データ法制研究タスクフォースの 目的と課題

一般財団法人情報法制研究所 上席研究員

学習院大学法学部 教授

小塚 莊一郎

1. 衛星データの重要性

近年、宇宙ビジネスが国内外で注目を集めているが、その中でも、リモートセンシング衛星（地球観測衛星）を活用したデータビジネスは、情報産業との融合により、大きく成長しつつある。日本では、衛星リモートセンシング法（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律）が平成28年に成立し、翌29年11月に施行された。これを契機として、リモートセンシング衛星の運用事業の構想をはじめ、農業・漁業・災害対策・不動産業などさまざまな利用産業の発展が期待されている。平成29年に政府が取りまとめた『宇宙産業ビジョン2030』（2017年5月12日）においても、衛星データの所在明確化（カタログの整備）やデータ基盤の整備、政府衛星データのオープン＆フリー化推進、衛星データの利活用促進が記述された。また、令和2年4月にパブリックコメントに付された『宇宙基本計画（案）』においても、「宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現」に向けた取り組みとして、「衛星データ（衛星リモートセンシング・測位）の利用拡大」が掲げられている。

世界的に見れば、衛星データと地上のビッグデータを融合したビジネス、さらには人工知能（AI）によりそれらのデータを解析するビジネスが急速に台頭してきた。これらの事業者は、さまざまな自然現象や経済活動、人の移動などを衛星から観察してデータ化し、地上由来のデータとも統合して分析を実施している。新型コロナウイルス感染症の拡大に際しても、それが経済活動に及ぼした影響について、たとえば都市封鎖や経済活動の停止によって大気や水質の汚染が改善したことなどが衛星データにより確認され、公表された。

2. 衛星リモートセンシングと他のデータ収集の比較

数年前まで、衛星リモートセンシングは、より地表に近接して行われる航空機やドローンからの地表観測（リモートセンシング）に対して効率が悪く、事業化は難しいとも言われてきた。しかし、航空機やドローンは、（公海上空などを除けば）国家の領空内での活動であるから、その国の法令の範囲内でしか実施することができない。これに対して、衛星リモートセンシングは、宇宙活動の自由という宇宙法の大原則（宇宙条約1条）が存在するため、国境にとらわれることなく世界中のデータを収集し、分析の対象とすることができる。ビッグデータとしての活用を想定した場合に、この収集に関する国際的な制約の不存在という特徴は、衛星リモートセンシング活動に、きわめて大きな有意性を与える。衛星の小型化と、それに伴う打上げ用ロケットの小型化が進み、コストが低減するとともに、衛星リモートセンシング事業の将来性は、ますます大きくなってきたと言えよう。

3. 衛星リモートセンシングに関する情報法の課題

こうした中で、衛星リモートセンシングビジネスに関する法的な課題も、一段と重要性を増してきた。宇宙空間からデータを収集するというその活動の性質上、データ保護、プライバシー、知的財産権等の情報法的な側面について検討が求められることは明らかである。ところが、そのような認識が国内外の事業者に意識されているとはいいがたく、宇宙法の研究者の間でも、あまり議論が

深められていない。衛星リモートセンシング法やそれに相当する各国の法令（米国、ドイツ、フランス及びカナダには対応する法律がある）を遵守していれば法的な問題は発生せず、個人情報やプライバシーの問題などは、現在の実用リモートセンシング衛星の分解能では生じないという理解が広く抱かれているようである。

しかし、衛星データと地上データとの融合を進めれば、衛星画像の解像度からは特定されない個人が他の情報との突合により特定される可能性は十分にある。また、オープン＆フリー政策により公開されている政府衛星のデータに付加価値を加えた事業者が、どのような形で盗用、模倣等から利益を守られるのかといった問題も、きわめて現実的なものである。こうした課題は、日本を含めた各国の衛星リモートセンシング法制では、まったく規律されていない。それらの法制は、データの収集及び利用について、もっぱら安全保障上の観点から規制するための制度であり、データの主体から見たプライバシーや個人情報の問題や、データを収集した事業者に知的財産権等の保護が与えられるか否かという問題は、規律の対象に含まれていないからである。

4. 検討の方向性

そこで、衛星リモートセンシング事業の実態に即して、プライバシー保護の法的な枠組（憲法・民法）や個人情報保護法制、知的財産法制などがどのように適用されるかを検討し、実務上の課題があればその解決の法則を探ることが求められる。その際には、国による制度の相違をどのように乗り越えるかという点が、大きな課題となるであろう。リモートセンシング衛星は、低軌道に配置され、数時間で地球を一周する（その間に地球が自転するので、同じ地点の観測が可能になるのは、数日後になる）。その結果、プライバシーや個人情報が問題とされる場合には、特定の国の法制のみを前提として議論を進めるわけにはいかない。他方で、すべての国の法制が直接に適用されることになると、衛星データを利用した事業は、実施することが難しくなり、現実的とはいえないであろう。こうした点をどのように克服していくべきか、情報法制の専門家が取り組むべき課題はきわめて大きいと言わなければならない。

※なお、本タスクフォースの構成員のうち小塚（本稿執筆者）と角田美穂子氏（一橋大学教授）が、令和元年度から、「産業革新に対する法律学のかかわり方：衛星データ産業における人工知能（AI）の利用」を研究課題として科研費（挑戦的研究（萌芽））の交付を受けており、本タスクフォースの活動は、その研究の実施を兼ねる形で行っている。



一般財団法人情報法制研究所上席研究員
学習院大学法学部 教授

小塚 莊一郎

東京大学法学部卒業、博士（法学）。千葉大学助教授、上智大学法科大学院教授等を経て、2010年より現職。著書として、『宇宙ビジネスのための宇宙法入門 [第2版]』（佐藤雅彦氏と共著、有斐閣、2018年）、『AIの時代と法』（岩波新書、2019）など。